宍粟市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和6年3月13日

改

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第7号

宍粟市情報公開条例の一部を改正する条例

宍粟市情報公開条例(平成17年宍粟市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

(開示請求の手続)

第6条 前条の規定による開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記 第6条 前条の規定による開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記 載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関の長に提出しなけれ ばならない。

Æ

 $\lceil (1) \sim (3)$ 略]

[2 略]

(開示決定等の期限)

第12条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があっ 第12条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があっ た日から15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定によ り補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入 しない。

「追加〕

「略]

(開示請求の手続)

載した書面又は記録した電磁的記録(以下「開示請求書」という。)を実施 機関の長に提出しなければならない。

Ŧ

改

後

 $\lceil (1) \sim (3)$ 略]

[2 略]

(開示決定等の期限)

- た日から30日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定によ り補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入 しない。
- 2 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にするよう努めなければ ならない。
- 「略]
- 3 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から 4 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から 45日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著 60日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著

改 正 前

しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関の長は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関の長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

改 正 後

しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関の長は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関の長は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

[(1) • (2) 略]

[(1)・(2) 略]

備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[] の記載は注記である。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宍粟市情報公開条例第12条の規定は、この条例の施行の日以後になされた開示請求(宍粟市情報公開条例第5条に規定する開示請求をいう。以下同じ。)について適用し、同日前になされた開示請求については、なお従前の例による。